

MISTY club 会員規約

第1条 (目的)

MISTY club(以下「当会」といいます)は、アーティスト MISTY を応援する会員によって構成され、MISTY を応援することを目的とします。

第2条 (管理人・運営)

当会の管理人は、SRmusic MISTY とし、管理人は、当会の事務、運営等の業務を統轄します。

第3条 (会員規約)

- 1 会員は、入会方法の如何を問わず、ご入会頂いた時点で全てこの会員規約(以下「規約」といいます)に同意したものとみなします。
- 2 この規約は、MISTY が提供する当会のサービス(以下「本サービス」といいます)を会員に適用するものです。
- 3 当会は予告なく規約を変更することがあります。この場合、変更後の規約を会員に通知し、以後利用条件は変更後の会員規約によるものとします。

第4条 (会員)

- 1 本規約における会員とは、当会への入会申し込みを行い、所定の会費等を納入のうえ、当会が入会を承認した者をいいます。
- 2 会員資格の有効期間は、申し込み月の末日を起算日として1年間とします。(例:7月10日申込→翌年7月31日まで)
- 3 会員資格の継続を希望する会員は、有効期間満了日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとし、入金が確認でき次第、満了日の翌日から起算し1年間有効期間が延長されるものとします。
- 4 有効期間満了日までに会員が年会費を支払わなかった場合、満了日の翌日から1ヶ月間は継続手続きを行える猶予期間とします。

第5条 (入会の承認)

- 1 当会は、別途定める方法で入会申込を受け付け、必要な手続き等を経た後に入会を承認します。
- 2 当会は入会申込を行った者が次のいずれかに該当すると判断した場合、当会への入会を承認しない場合があります。
 - (1) 過去(入会申込をした時点を含みます)に本規約の違反等により、当会の入会承認が取消され、又は退会処分とされたことがある場合
 - (2) 暴力団、暴力団関係企業・団体その他の反社会的組織に所属する場合および暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者と関係していると判断される場合
 - (3) 入会申込みの内容に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合
 - (4) その他、会員とすることが不相当であると当会が判断した場合
- 3 当会は、入会を承認した後であっても、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、承認を撤回することができるものとします。

第6条 (退会処分)

当会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には当該会員を退会させることができるものとします。この場合、既に支払われた会費等の払戻義務は一切負わないものとします。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 会費、その他の支払いを1カ月以上滞納し、当会からの請求に応じない場合
- (3) 個人の会員が死亡した場合
- (4) 法人の会員が解散した場合
- (5) 当会が、退会処分が相当であると当会が判断する場合

第7条 (会員の特典)

- 1 会員は、別途定める特典を受けることができます。
- 2 当会は、前項に記載した会員の特典を予告なく変更することがあります。

第8条 (会費等)

- 1 会員は、当会からのサービスの提供および商品の受領の有無に関係なく、別途定める会員種別ごとに、規程の年会費を納入期日までにお支払い頂きます。
- 2 前項に定める会費等の支払い方法等は、当会が別途定めるものとします。

- 3 規約に定めたもの以外のサービスおよび商品等には別途対価が発生します。
- 4 一旦支払われた会費等は、当会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、返還いたしません。

第9条 (退会等)

- 1 会員は、当会からの退会を希望する場合、所定の方法にて当会に届け出るものとします。
- 2 当会は、会員が退会するにあたり、一旦支払われた会費等は、当会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、返還致しません。
- 3 会員は、サービス、商品および会費等につき、退会の時点で支払い義務が発生しているものについては、退会後もなお支払い義務を免れないものとします。

第10条 (当会の解散等)

当会は、MISTY の活動状況その他の事情により当会の運営を継続し難いと判断した場合には、当会を解散することがあります。

第11条 (秘密情報及び個人情報の取扱い)

当会は、会員に関する個人情報を当会以外の目的に利用せず、第三者に開示、又は漏洩させないものとします。但し、本会に関する制作・運営などの業務委託、法令に基づく開示要求、会員の同意を得た場合はこの限りではないものとします。

第12条 (禁止事項)

- 1 MISTY、当会、他の会員もしくは第三者の著作権、商標権等の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 2 MISTY、当会、他の会員もしくは第三者に不利益又は損害を与える行為、またはそのおそれのある行為
- 3 法令または公序良俗に違反する行為
- 4 会員資格の売買、譲渡、架空名義の使用、不正な名義変更、共有又は第三者への使用を許諾する行為
- 5 その他、当会が不適切と判断する行為

第13条 (損害賠償)

- 1 会員は、当会の利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により、MISTY 又は第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。
- 2 会員は、当会の利用に関し、他の会員又はその他の第三者から、クレームや請求を受け、又は紛争が生じた場合、自己の責任と費用負担でこれを解決するものとします。

第14条 (免責)

当会のサービスに関して会員が被った損害について、当会の責めに帰すべき事由がある場合を除き損害賠償責任を一切負いません。ただし、当会の責めに帰すべき事由があり、当会が損害賠償責任を負う場合であっても、当会に故意または重大な過失がある場合を除き、当会がその損害賠償責任は、当該会員が当該事由の生じた日までに支払った会費等の総額を限度とします。

第15条 (準拠法・裁判管轄)

- 1 当会のサービスの利用、並びに本規約の適用及び解釈は日本に準拠するものとします。
- 2 本規約に関する一切の紛争については、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は2023年9月1日より施行いたします。